公売保証金の提供についての注意事項

以下の事項にご留意ください。

**１　公売保証金の振込み**

公売保証金の振込みは、公売の入札者でなければできません。

**公売保証金の振込みと公売の入札者が異なる場合、入札は無効となります。**

複数の公売財産に入札される場合には、売却区分番号ごとに公売保証金をお振込みください。

**２　公売保証金の提供（令和５年１０月６日（金）から令和５年１０月２６日（木）まで）**

公売保証金は、**公売保証金の提供期限までに下記口座に入金済みとなることが必要ですので、「電信」又は「至急扱い」としてください。**

**期限までに着金が確認できない場合、入札は無効となります。**

**併せて、令和５年１０月２６日（木）必着で、「公売保証金振込通知書兼充当申出書」の提出を確認できない場合、入札をすることができません。**

振込手数料は入札者の負担となります。

公売保証金は振込後、その取消し又は変更はできませんのでご注意ください。

**３　振込金受領書の提出**

「公売保証金振込通知書兼充当申出書」に、金融機関から交付された振込金受領書（写し）を貼付し提出してください。

**４　最高価申込者等とならなかった場合の保証金返還方法**

開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金を「公売保証金振込通知書兼充当申出書」の「公売保証金返還請求書」欄に記載された金融機関の口座へ、振込みにより返還します。

※公売保証金の返還は、開札終了後、３週間程度かかる場合があります。

**５　公売保証金の振込先**

|  |  |
| --- | --- |
| 金 融 機 関 | 横浜銀行 厚木支店 |
| 預金の種類 | 普通預金 |
| 口 座 番 号 | ００６５０３８ |
| フリガナ名 義 人 | ｱﾂｷﾞｼｶｲｹｲｶﾝﾘｼﾔ厚木市会計管理者 |

 ※ 振込人氏名の前に売却区分を記載してください。

 （例） フ１ アツギ　タロウ

※売却区分不動産１　→　フ１

 振込後、収納課公売担当（046-225-2029）あてに電話連絡ください。